

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 2
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 3
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 4
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 5

### ◇ 公 告

- 委託契約に係る一般競争入札の公告【財政・変革局税務部課税第一課】 6
- 開発行為に関する工事の完了【都市戦略局計画部開発指導課】 9

北九州市告示第454号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年12月3日

北九州市長 武内和久

薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
タケシタ調剤薬局則松店	北九州市八幡西区大字則松571番地の1	令和6年12月1日
サンキュー薬局済生会八幡総合病院前店	北九州市八幡西区大字則松277番地	令和6年12月1日
溝上薬局済生会八幡総合病院前店	北九州市八幡西区則松290番地の2	令和6年12月1日

北九州市告示第455号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年12月3日

北九州市長 武内和久

1 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の名称の変更

指定自立支援医療機関の名称		指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
旧	医療法人中村医院	北九州市若松区赤島町6番11号	令和6年12月1日
新	中村内科クリニック		

2 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称		指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
三萩野病院	旧	北九州市小倉北区三萩野一丁目12番18号	令和6年12月1日
	新	北九州市小倉北区三萩野二丁目2番7号	
こくら調剤薬局	旧	北九州市小倉北区三萩野二丁目4番31号	令和6年12月1日
	新	北九州市小倉北区三萩野二丁目1番15号	

北九州市告示第456号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年12月3日

北九州市長 武内和久

薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
溝上薬局済生会八幡総合病院前店	北九州市八幡西区大字則松290番地の2	令和6年12月1日
サンキュー薬局済生会八幡総合病院前店	北九州市八幡西区大字則松277番地	令和6年12月1日
タケシタ調剤薬局則松店	北九州市八幡西区大字則松571番地の1	令和6年12月1日

北九州市告示第 4 5 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 4 条の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第 6 9 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 1 2 月 3 日

北九州市長 武 内 和 久

薬局（育成医療及び更生医療）の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
こくら調剤薬局	旧	北九州市小倉北区三萩野二丁目 4 番 3 1 号	令和 6 年 1 月 2 月 1 日
	新	北九州市小倉北区三萩野二丁目 1 番 1 5 号	

## 北九州市公告第 8 4 2 号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 6 年 1 2 月 3 日

北九州市長 武 内 和 久

### 1 委託内容

- (1) 業務名及び数量 令和 7 年度個人市県民税納税通知書等作成及び封入・封かん業務 一式
- (2) 契約内容等 入札説明書及び仕様書で定めるとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 8 年 5 月 3 1 日まで
- (4) 成果品納入場所 北九州市の指定した場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) この公告の日前 3 年間に、納税通知書等作成及び封入・封かん業務等を地方自治体等の官公庁から受託した実績があること。
- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークを付与されている者であること。

### 3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時  
ア 場所 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北九州市財政・変革局税務部課税第一課

イ 日時 この公告の日から令和6年12月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所においてイの期間中に無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会を行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和6年12月10日午後5時まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争参加の申出書を第1号アの場所に提出しなければならない。郵送による場合は、第1号アの場所に書留郵便により、令和6年12月10日午後5時必着のこと。

(5) 仕様書に対する質問

仕様書に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。

なお、書面は、ファックス又は電子メールによるものも受け付ける。

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 期限 令和6年12月10日午後5時までに必着のこと。

ウ 質問書に対する回答は、令和6年12月12日午前11時までにファックス又は電子メールで行う。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第3入札室

イ 日時 令和6年12月16日 午前10時

#### 4 競争入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり実績資料を提出し確認を受けなければならない。

(1) 実績資料 第2項第3号に該当する実績を明記し、履行を確認することができる書面又は契約書の写しを添付すること。

(2) 提出期間、場所及び方法

ア 提出期間 この公告の日から令和6年12月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時まで

イ 場所 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市財政・変革局税務部課税第一課

ウ 方法 資料は持参するものとする。

(3) 競争入札参加資格の確認の結果は、令和6年12月11日までに通知する。

(4) その他

提出された資料は返却しない。

## 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市財政・変革局税務部課税第一課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2033

FAX 093-592-2040



北九州市公告第 8 4 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 6 年 1 2 月 3 日

北九州市長 武 内 和 久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区東貫三丁目 3 6 1 5 番 1	北九州市八幡東区茶屋町 9 番 6 号 メゾン茶屋町公園 B 棟 1 0 2 株式会社ライフクリエーション 代表取締役 夏山永録